第7章　福祉法　　A　福祉の基盤



①社会福祉法　P223

・内容：社会福祉事業の種類、経営
福祉事務所（設置）
社会福祉主事
社会福祉法人
社会福祉協議会
（地域住民やボランティア、福祉関係者と協力し、
誰もが安心して暮らせる地域づくりを進める
非営利の民間組織・社会福祉法人）
共同募金
社会福祉事業従事者の確保

2026（令和8）年4月1日現在

福祉事務所数　1,238所　（設置自治体数　904）



相　談

- 家庭相談員，身体・知的障害者福祉司などの専門職員が対応する．



調査・認定

- 経済的・医学的見地から生活能力を調査し，福祉サービスの適応を判断する．



援護・育成・更生

- 福祉施設への入所，手当ての支給，在宅サービスなどの実施と指導を行う．

福祉事務所の業務

種　類	業務内容
児童福祉	● 母子生活支援施設・助産施設への入所受付 ● 児童手当の支給
障害者福祉	● 身体障害者手帳・療育手帳の申請受付，交付窓口 ● 障害者支援施設への入所支援
老人福祉	● 老人ホームへの入所判定 ● 在宅福祉サービスの提供
母子父子寡婦福祉	● ひとり親家庭への総合的な支援 ● 児童扶養手当の支給
生活保護	● 生活困窮者への相談窓口，申請受付 ● 家庭訪問による生活調査，適用の判断，生活保護の実施

この他，災害救助やDV被害者の自立支援などの婦人保護の役割も担います．



社会福祉士

生活保護法　（昭和25年）　P224

目的：憲法第25条第1項の理念に基づいて、国が生活に困窮するすべての国民に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長することである。

・保護の補足性

生活保護は、資産や能力を最大限活用し、扶養義務者の援助を求め、それでも最低限度の生活を維持できない場合に受給できる

・実施機関：福祉事務所（都道府県・市・特別区は設置義務、町村は任意）

実際の業務は社会福祉主事が行い、民生委員が協力する

・保護施設：救護施設・更生施設・医療保護施設
授産施設・宿所提供施設

4つの原則

①申請保護👉　要保護者や扶養義務者又は同居の親族の申請に基づいて保護が開始されるが、例外として、急迫時には申請がなくても保護される

②基準・程度👉　生活扶助基準は５年毎の全国消費実態調査を参考に改定され、厚生労働大臣が定める

　その改定内容に基づいて生活保護基準は毎年のように改定される

　基準は最低限度の生活水準を満たしかつそれを越えないものとされている

③必要即応👉　保護では要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人または世帯の実際の必要の相違を考慮して有効かつ適切に行うものとする

④世帯単位　👉生活保護は世帯単位で支給

ただし例外として、緊急の場合などは個人単位で支給される事もある

現金給付　・　現物給付（医療・介護　▲出産）

生活保護の種類

生活扶助



日々の暮らしにかかる
食費・光熱費・電話代
交際費など

住宅扶助



家賃・部屋代・地代
住宅維持費（修繕費）
更新料・引越し費用など

教育扶助



こどもの義務教育に
かかる費用（学級費・
教材費・給食費・通学費）

医療扶助



病気やケガをして
医療を受ける費用
（治療・手術・薬など）

介護扶助



介護サービスを
受ける費用

出産扶助



病院や助産施設で
出産する費用

生業扶助



就職するための技能を
習得する費用・就職
支援費用・高校授業料など

葬祭扶助



お葬式・火葬
埋葬などの費用

ミーンズテスト
（資力調査・資産調査）

・本当にお金がないのか？　　P175
・持てない物はどんなもの？

支給される保護費のイメージ

最　低　生　活　費	
年金、児童扶養手当等の収入	支給される保護費

生活扶助基準額の例（令和4年4月1日現在）

	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯（33歳、29歳、4歳）	158，760円	139，630円
高齢者単身世帯（68歳）	77，980円	66，300円
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	121，480円	106，350円
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	190，550円	168，360円

※　児童養育加算等を含む。

生活保護法に基づく保護施設　　P177

○ **救護施設**
身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う

○ **更生施設**
身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う

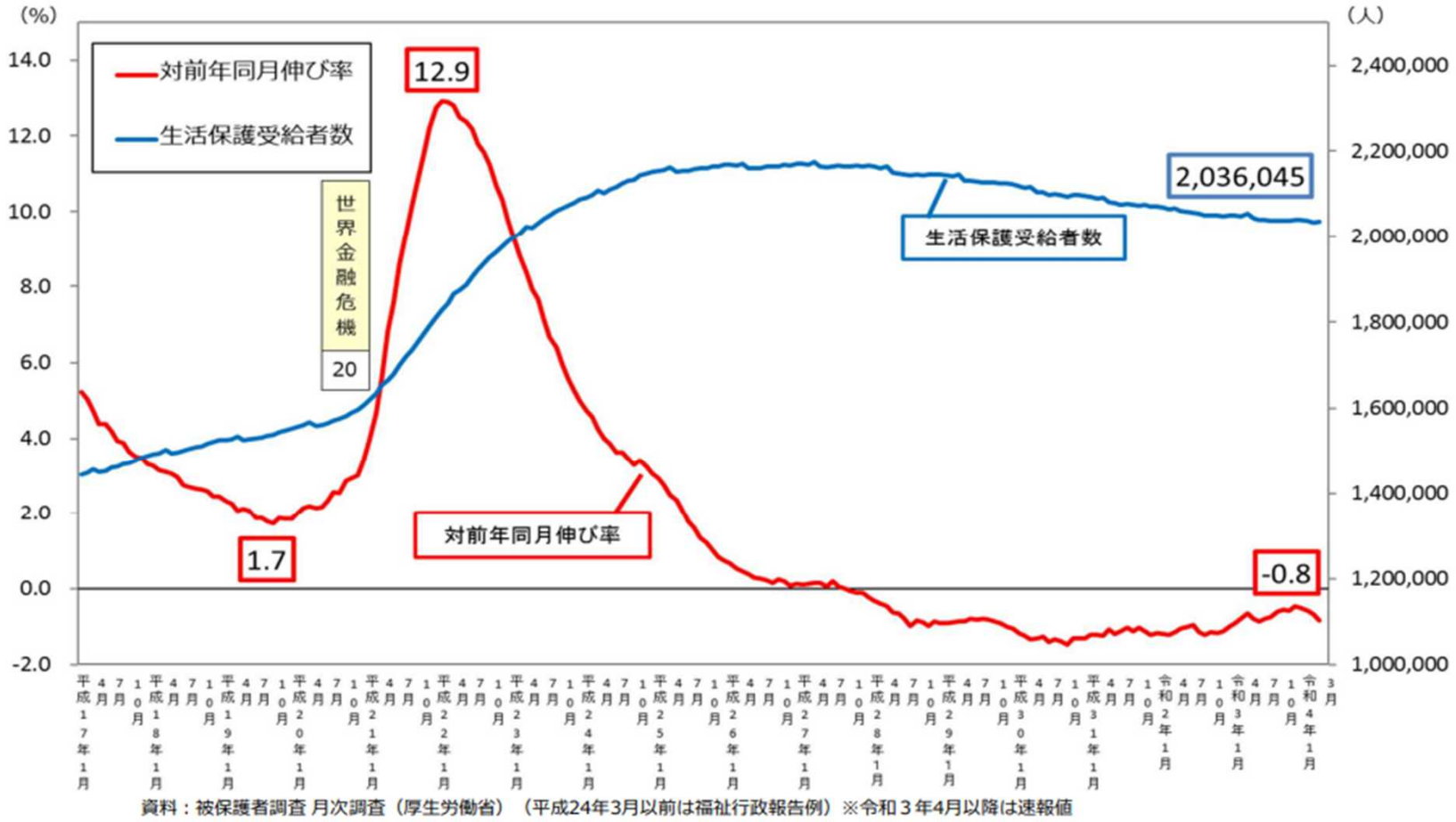
○ **医療保護施設**
医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行う

○ **授産施設**
身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する

○ **宿所提供施設**
住居のない要保護者の世帯に対して、住居扶助を行う

生活保護受給者数の推移

○ 生活保護受給者数は令和4年3月現在で203万6,045人となっている。
世界金融危機以降急増したが、季節要因による増減はあるものの、近年、減少傾向で推移している。
○ 令和4年3月の対前年同月伸び率は▲0.8%となり、平成22年1月の12.9%をピークに低下傾向が継続しており、
過去10年間でも低い水準となっている。



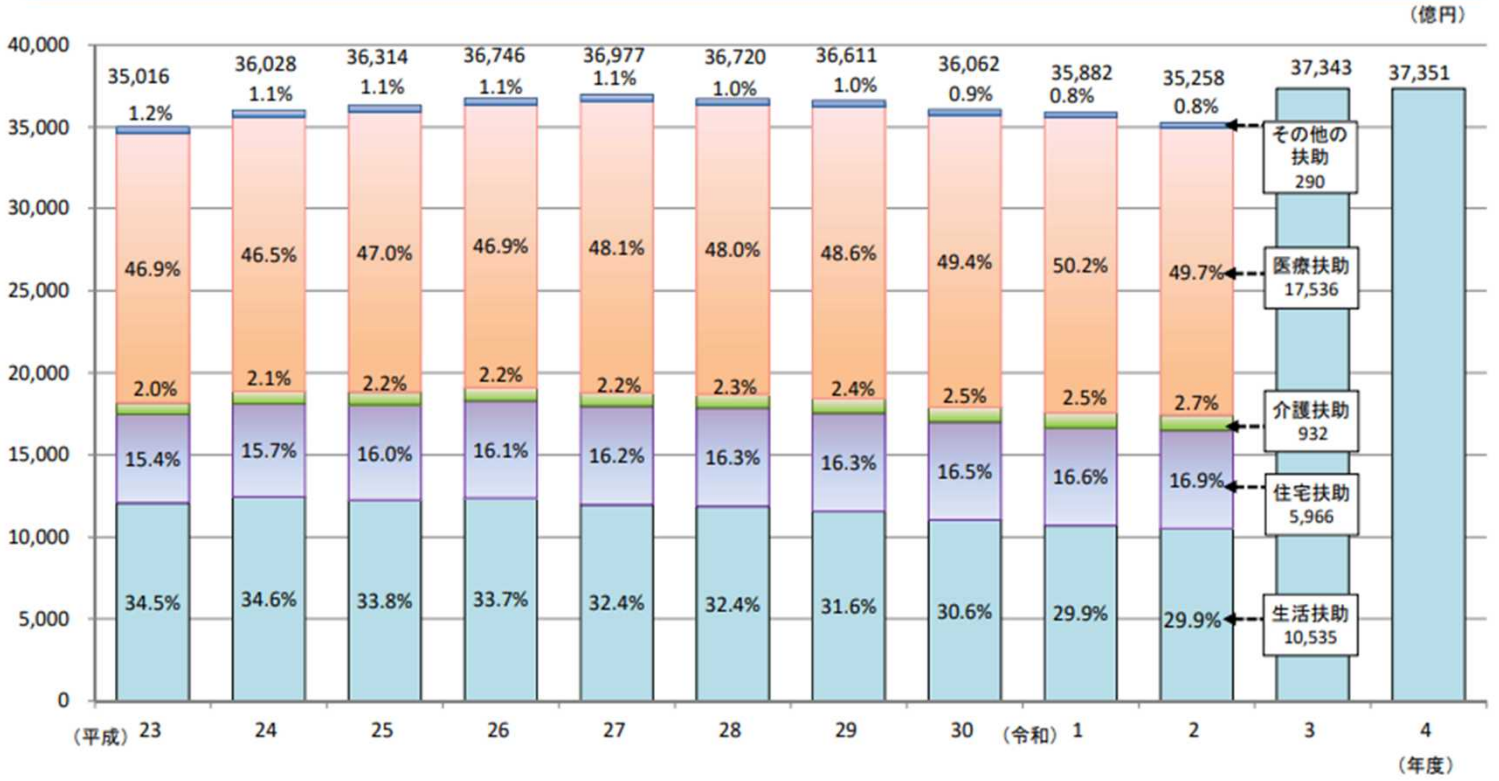
資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成24年3月以前は福祉行政報告例）※令和３年4月以降は速報値

5

全国で200万人↑　160万世帯
「高齢者世帯」「障害・疾病世帯」（昭和の頃、多い）「母子世帯」「その他世帯」
「高齢者世帯」が約半分、さらにそのほとんどが単身世帯。近年増加

生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

○ 生活保護費負担金(事業費ベース)は約3.7兆円(令和4年度当初予算)。
○ 実績額の約半分は医療扶助。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

※1　施設事務費を除く
※2　令和２年度までは実績額、令和３年度は補正後予算、令和４年度は当初予算
※3　国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

7

保護費で最も多額を占めるのは医療扶助

被保護者は医療保険未加入者が大半なのでそうなる。

人員ベース：生活扶助が最も多い

金額ベース：医療扶助が最も多額

生活困窮者自立支援法（平成25年）平成27年～実施

・生活保護にいたる前の段階での自立支援の強化措置を規定　　P225

生活困窮者

·離職後に再就職ができず自信を失ってしまった
·家族の介護のため収入の高い仕事ができない
·配偶者のDV被害から逃れたが子どもが幼いため就業が難しい
·いじめなどから学校を中退して引きこもりになり社会復帰ができない
·家計が管理できず借金がかさんでしまった等

　このような人々は経済的あるいは社会的な変化によって発生しやすい。

新たな生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業 ≪必須≫

専門の支援員が一人ひとりの状況に合わせ、支援プランを作成し、自立に向けた支援を実施



本人の状況に応じた支援

居住確保支援

再就職のため居住確保が必要な方

◆住居確保給付金の支給 ≪必須≫

住居を失った方に対し、家賃費用を有期で支給し就職を支援



就労支援

就労に向けた準備が必要な方

◆就労準備支援事業 ≪任意≫

就労に必要な訓練を有期で支援し就労機会を提供



柔軟な働き方を必要とする方

◆就労訓練事業

直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成
（社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度）

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な方

◆一時生活支援事業 ≪任意≫

住居喪失者に対し一定期間衣食住等の日常生活に必要な支援を提供

家計再建支援

家計から生活再建を考える方

◆家計相談支援事業 ≪任意≫

家計の「見える化」と家計管理の意欲を引き出す相談支援を実施



子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習支援事業 ≪任意≫

子どもに対する学習支援や居場所づくり、保護者への助言を実施



（注）福祉事務所設置自治体が、必ず実施しなければならない事業を«必須»、地域の実情に応じて実施する事業を«任意»と記載

（厚生労働省公表資料に基づき作成）

③福祉の共通的事項に関する法　P225



- 日本赤十字社法
- 民生委員法
- ホームレスの自立支援等に関する特別措置法
- 民法など

　認知症・知的障害・精神障害などのために物事を判断する力が不十分な人には、民法において成年後見などの支援制度がある。



成年後見制度の利用の促進に関する法律



★成年後見制度とは

　認知症や精神障がいなどによって判断能力が不十分な方々が不利益を受けないために、家庭裁判所に申請してその方々を保護または支援してくれる人（成年後見人）を付ける制度

任意後見制度：本人の判断能力が衰える前に、契約により、信頼できる人に自ら代理権を与えておく制度

法定後見制度：判断能力が実際に衰えた後に行える制度

家庭裁判所に申請し後見人を選んでもらう

一度この制度を始めると本人の判断能が回復するか、本人が死亡するまで制度は続く

※高齢化が進み、認知症の方が増えている現代ではとても必要な制度成年後見制度を利用する人は年々増えている

2026年６月　改正民法成立　成年後見　終身制廃止

「デジタル遺言」創設

本人の判断能力に応じて分けられる「後見」「保佐」「補助」の３類型を程度が軽い人向けの「補助」に一元化



B　児童分野



①こども基本法　（令和4年）

②児童福祉法　P228

・児童福祉の理念：心身の健全育成と生活の保障

・児童育成の責任：児童の心身の健全な育成は保護者の責任であるとともに、国及び地方公共団体の責任である。

・規定事項：児童（乳児・幼児・少年）、障害児、児童・妊産婦の福祉（乳児家庭全戸訪問事業・養育支援）児童相談所（都道府県）、児童委員、結核児童療育医療、子育て支援事業（地域子育て支援）、入院助産、母子生活支援施設、保育所・認定こども園・家庭的保育事業、要保護児童・通告児童、児童虐待、児童福祉施設、小児慢性特定疾病医療費助成制度

児 童 相 談 所 の 概 要

○　設置の目的

・子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握

・ 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助 により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する

○　設置主体　都道府県及び政令指定都市

○　職員　　所長、**児童福祉司**、児童心理司、精神科医、保健師等

○　主な業務

① 市町村援助（市町村の児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助）

② 相談（家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定）

③ **一時保護**

④ 措置（在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等） 等

○　相談の種類と主な内容

① 養護相談　**保護者の家出**、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談

② 保健相談　未熟児、疾患等に関する相談

③ 障害相談　肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談

④ 非行相談　ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関する相談

⑤ 育成相談　家庭内のしつけ、**不登校**、進学適性等に関する相談　等

２０１９年改正
・しつけに際しての体罰の禁止
・弁護士、医師、保健師の配置



③子ども・子育て支援法　　P230

子ども・保護者に対する教育・保育

④ 児童虐待の防止等に関する法律:2000年（平成12）P232
（児童虐待防止法）実母47.4%　実父41.3%

①身体的虐待　　②性的虐待
③ネグレクト　　④心理的虐待

福祉事務所、児童相談所への通告の義務

保健師：早期発見の努力義務
親権者は児童に体罰を加えてはならない
（児童虐待防止法・民法・学校教育法）

・児童買春、児童ポルノに係る行為等に規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律



・いじめ防止対策推進法　P233

心の問題などのある児童生徒への対応

・2013（平成25）いじめ防止対策推進法が施行
・いじめの認知件数の増加
　内容（冷やかし・からかい・悪口・無視・仲間外れ・
　　SNS携帯電話等を使用した発見困難なもの等）

・不登校の問題、
　社会的引きこもり
（学校保健・地域保健の課題）



・母子及び父子並びに寡婦福祉法　P233
　ひとり親家庭
　寡婦とは　（児童20歳未満）
　母子・父子・寡婦福祉資金の貸付・母子・父子自立支援員
　母子・父子福祉センター　　母子・父子休養ホーム

C　高齢分野



①老人福祉法　P234

・65歳以上の者の心身の健康の保持や生活の安定のための措置を講じ、福祉を図るために支援体制の整備、老人福祉施設（表7-2）、老人福祉計画などについて規定

・高齢者の居住の安定確保に関する法律　P234

サービス付き高齢者向け住宅

・高齢者虐待防止　P235

高齢者の養護者に対する支援等に関する法律



高齢者虐待防止法　高齢者の生命を守り、尊厳を保持する

＊通報先は　＊早期発見しにくい理由は　＊看護師ができる予防は

虐待種類	
①身体的虐待	暴力行為や外部との接触を意図的・継続的に遮断する行為
②介護・世話の 放棄・放任	意図的であるか、結果的であるかを問わず介護や生活の世話を行っている家族がそれを放棄・放任し、生活環境や身体・精神的状態を悪化させていること
③心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって精神的・情緒的な苦痛を与えること
④性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為、またはその強要
⑤経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を利用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

＊早期発見しにくい理由は



・高齢者が周囲と**コミュニケーションが少ない**こと

・虐待者・被虐待者ともに虐待にあたるという
認識がないこと

・介護現場が**密室**になりやすく外部の目が届かないこと

・虐待を確認する仕組みが不十分であること



＊看護師ができる予防は



・高齢者虐待防止法・制度の理解

・高齢者への理解

・虐待が発生する機序の理解



・虐待の早期発見

・高齢者と周囲の人との関係性の観察をする

・介護職員や家族に対して高齢者の特徴を伝え、
高齢者とのかかわり方を伝える

・介護者が息抜きできるような環境づくり
　レスパイトケア（ショートステイ・入院等）の利用

地域包括支援センター４つの業務

介護予防ケアマネジメント

要介護にならないように
介護予防支援を行う



総合相談

必要なサービスや制度を紹介



権利擁護

成年後見制度活用のサポートや
虐待防止への取り組み



包括的・継続的ケアマネジメント

地域ケア会議の開催やケアマネ支援など



D　障害分野　①障害者基本法　P236

障害者基本法	● 障害者施策について，基本事項を定め，計画的に推進することで，障害者の自立と社会参加を促進する．

法　律	対　象		規約内容
身体障害者福祉法 	身体障害者	● 身体障害があると認められ，都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者（18歳以上）	● 身体障害者更生相談所 ● 身体障害者手帳 ● 福祉の措置（障害者総合支援法外の）
知的障害者福祉法 	知的障害者	● 法律上明確な定義はないが，発達期（おおむね18歳未満）において遅滞が生じ，遅滞が明らかであり（知能指数70未満），遅滞により適応行動が困難である者	● 知的障害者更生相談所 ● 福祉の措置（障害者総合支援法外の）
精神保健福祉法 (p.264) 	精神障害者	● 統合失調症，精神作用物質による急性中毒またはその依存症，精神病質その他の精神疾患を有する者	● 精神保健福祉センター ● 精神保健指定医 ● 措置入院などの入院手続き
発達障害者支援法 (p.270) 	発達障害者・児	● 自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害，学習障害，注意欠陥多動性障害その他の発達障害を有するために，日常生活または社会生活に制限を受ける者	● 発達障害者支援センター ● 保育・教育等の支援
児童福祉法 (p.216) 	障害児	● 身体障害，知的障害，精神障害（発達障害を含む），難病等で一定の障害のある児童（満18歳に満たない者）	● 児童相談所 ● 肢体不自由児施設 ● 福祉の措置

障害者総合支援法 (p.258)	● 障害種別に共通した自立支援に関する事項を規定． ● 障害者・児に必要な障害福祉サービスに関わる給付を行う．

障害者基本法　1970（昭和45）年　P236

目的：障害者の自立・社会参加の支援等の施策を総合的・計画的に推進する

内容　①障害者の定義

（1）身体障害　　（2）知的障害

（3）精神障害（発達障害障害を含む）

（4）その他の心身の機能の障害

②障害者基本計画

政府、都道府県、市町村が策定

③地域社会における共生

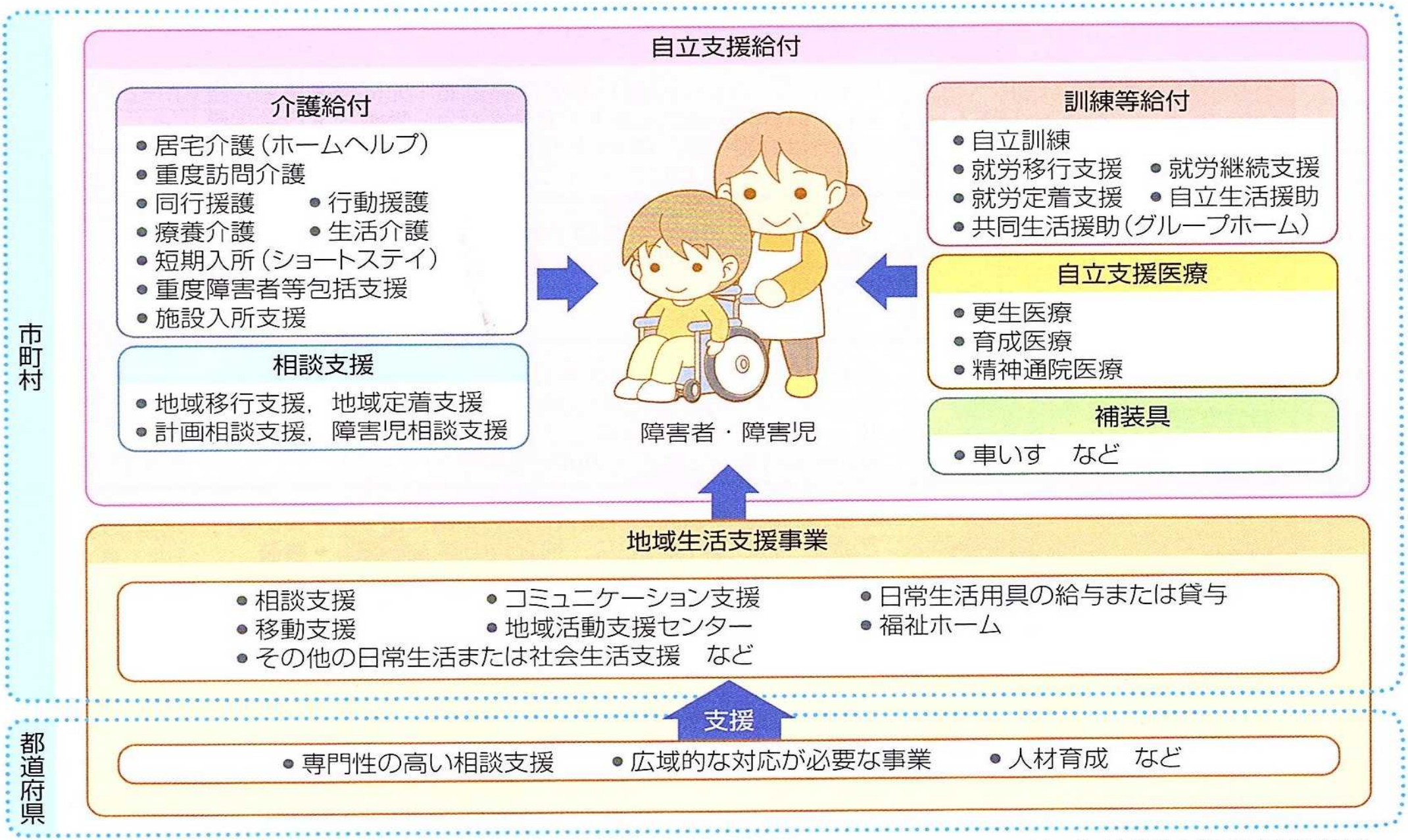
社会参加の機能の確保、生活の選択の機会

④差別の禁止

障害を理由とする差別の禁止

障害者の情報の利用におけるバリアフリー化

②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法） P237～238



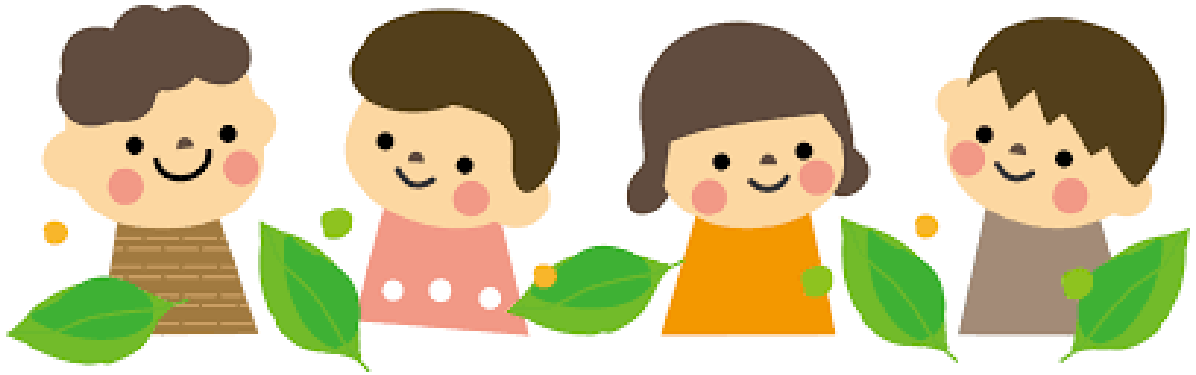
資料：厚生労働省／社会福祉法人全国社会福祉協議会

③個別の障害者法　P239

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
  （障害者差別解消法）
  障害者基本法第4条の差別禁止条項を具体化

- 身体障害者福祉法　P240
  身体障害者の自立と社会経済活動への参加促進のための援助と保護（更生援護）、福祉の増進を図る。
  18歳以上　（18歳未満・児童福祉法）
  身体障害者手帳





障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）　2011（平成23）年　P240

目的：

内容①障害者の定義

・養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による以下の行為

（1）身体的虐待　（2）性的虐待　（3）心理的虐待

（4）ネグレクト　（5）経済的虐待

②発見者の通報義務

養護者、障害者福祉施設従事者等による虐待👉市町村へ通報

使用者による虐待👉市町村または都道府県へ通報

③市町村障害者虐待防止センター

障害者の福祉に関する事務、通報の受理などを行う

④都道府県障害者権利擁護センター

通報の受理（使用者による虐待）

市町村に対する助言・援助などを行う

- 身体障害者補助犬法　P241
  盲導犬・介助犬・聴導犬
- 知的障害者福祉法　　P242
  療育手帳👉都道府県・政令指定都市の要綱



- 発達障害者支援法
  児童の発達障害の早期発見と発達障害者の支援のための施策
  自閉症スペクトラム障害と特徴（自閉症、アスペルガー障害、注意欠陥多動性障害、学習障害等）
  相互的な対人関係の障害、コミュニケーションの障害、興味や行動の偏り

  発達障害者支援センター（都道府県）

手当制度

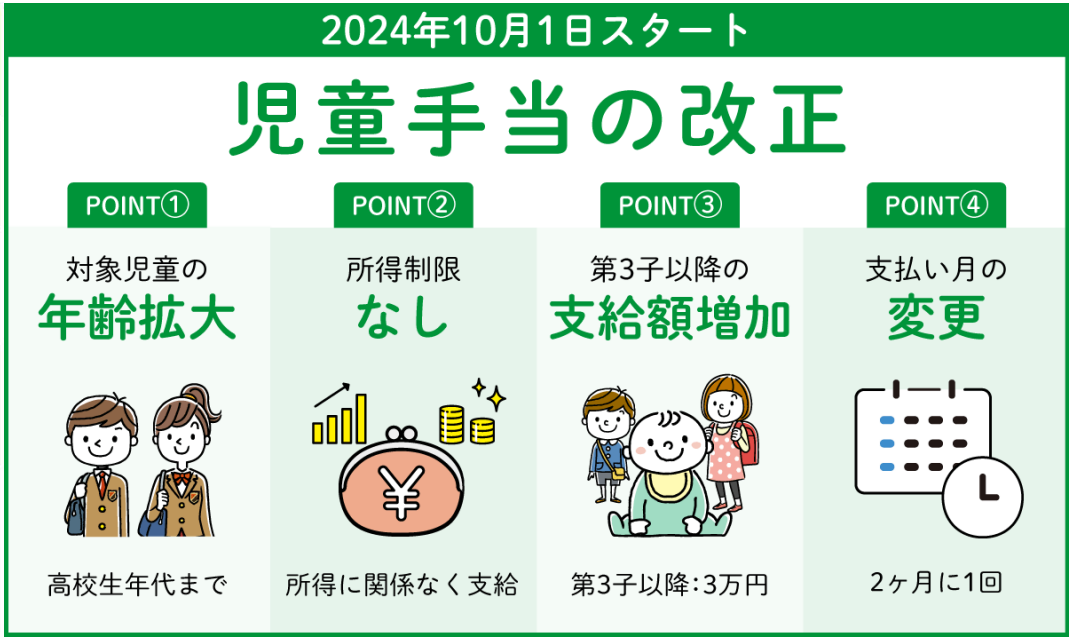




P243　　表7-3

①児童手当（すべての家庭）高等学校世代まで
②児童扶養手当法（一人親家庭）高等学校世代まで
③特別児童扶養手当等の支給に関する法律（障害児をもつ家庭）
　在宅の20歳未満

児童手当 一部改正事項	令和6年 9 月まで	令和6年 10 月から
1 支給期間	15歳 まで	18歳 まで
2 所得制限	あり	なし
3 第3子以降 手当の額	月 15,000 円	月 30,000 円
4 支払月	2月・6月・10月 年 3 回	偶数月 年 6 回



2024（令和６）６月５日成立　子ども・子育て支援法の一部を改正する法律
　　10月～　　児童手当における所得制限が撤廃